

## 実習における個人情報等に関する倫理規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、あさくら看護学校(以下「本学」という)の学生が、臨地実習に関連して SNS、掲示板等を不適切に使用することにより、患者の個人情報、内部情報等の情報が流出することを防止するため、学生、教員等が順守すべき事項及び違反した場合の措置について定めるものとする

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は以下のとおりとする

(1)患者個人情報 ;患者(死亡した者を含む)、実習施設で出会った対象者に関する氏名、住所、年齢、病状、入院・受診状況、家族状況や施設の利用状況等の情報をいう

(2)SNS 掲示板等;ソーシャルメディアと言われるものでインターネットその他の高速通信ネットワーク(以下「インターネット」という)を利用したソーシャルネットワークサービス、電子掲示板、ブログ等のサービス及び当該ウェブページをいう。

(3)携帯通信機器 :スマートフォン、携帯電話、タブレット型端末等の電子機器をいう

(4)クラウドサービス ;パソコン、携帯通信機器等の外部機器データ、写真等をインターネット上に保管するサービス及び当該保管場所をいう

### (遵守すべき倫理)

第3条 学生は、各号に掲げる倫理基準を遵守しなければならない

(1)あさくら看護学校ソーシャルメディアガイドラインをよく読み、理解して遵守すること

(2)学校及び学校関係者、並びに実習施設および実習関係者の名誉を傷つけるような行為をしないこと

(3)実習等において知り得た次にあげる事項について、SNS、掲示板等への掲載、クラウドサービスへの保管および第三者に漏らす行為をしないこと

- ・患者個人情報

- ・学校や実習施設に関する公表されていない情報

(4)次にあげる事項について、SNS、掲示板等への掲載、クラウドサービスへの保管をしないこと

- ・看護教育において使用する教材や資材等

- ・学校関係者及び実習施設関係者に関する個人情報
  - (5)実習においては、実習施設の諸規定を遵守すること
  - (6)レポート等の作成において、他者が作成したレポートや小論文の盗用等、著作権法その他関連法令に反するような行為をしないこと
  - (7)実習のまとめで作成した資料で保管が必要な場合は、学校のルールに従い保管すること
    - ・事務から USB を借りて保管すること。終了後は、担当グループが責任をもって USB から削除すること。
    - ・学生用 PC のデスクトップやドキュメントに保管してはならない
    - ・個人の PC に保管してはならない
- 2 前項各号にあげる事項は、卒業後も同様とする

#### (携帯通信機器の使用)

第 4 条 実習の時間内、準備のために利用する図書館の館内並びに振り返りで利用する情報処理室においては、学校が許可した学習用タブレット型機器以外は使用してはならない。

- (1)学校が許可した学習用タブレット型機器とは、別表に定める
- (2)個人用のスマートフォンやタブレットの持ち込みは許可しない
- (3)著作権の関係から、図書室の本の内容をスマートフォンやタブレットで撮影してはならない
- (4)実習振り返りなどの入力については、情報処理室の学生用 PC を使用しなければならない

#### (実習施設での携帯通信機器の使用ルール)

第5条 実習施設には、学校が許可した学習用タブレット型機器のみ持参する

- (1)実習施設に他携帯通信機器(スマートフォンやタブレット、パソコンなど)を持ち込んではいけない
  - ・実習開始前に個人のロッカーに収納し、鍵をかけておく
  - ・実習場所に個人の携帯通信機器を持ってきている場合、実習時間内は没収とする。実習時間終了後返却する。
- (2)実習施設で、個人用の携帯通信機器で写真を撮影することや録音をしてはならない
  - ・実習施設とは、実習敷地内全てを範囲とし、そこにいる人、建物、その場所にある全てのものをいう
- (3)学校指定の学習用タブレット型機器に患者情報やカンファレンス内容を入力してはならない

- (4)学校指定の学習用タブレット型機器で写真や録音をしてはならない
- ・患者及び施設利用者含めて、写真や録音をしてはならない
  - ・患者及び利用者情報を写真で撮ってはならない
- (5)学校指定の学習用タブレット型機器は自己管理とし、個人が特定できるようにしておく
- ・名前のシールを貼るなどを行っておく
- (6)実習中は、学校指定の学習用タブレット型機器は、ユーティリティバックで規定の場所に収納し必要時のみ取り出して教科書として活用すること。保管場所を離れるとき、個人の学習用タブレット型機器を放置して離れてはならない。
- (7)学校指定の学習用タブレット型機器は、電子教科書としての利用に限る
- (8)実習施設での携帯通信機器の使用ルールが守れない場合、実習を中止させることがある

#### (管理)

第6条 管理は、自己管理とし紛失・盗難被害にあっても学校は関与しない

#### (教員等の義務)

第7条 教職員等は、この規程を遵守しない学生を発見した場合には、速やかに当該学生にその目的を確認し、当該行為をやめるように指導しなければならない

2 前項の違反行為があった場合において、当該行為を発見した教職員等はその事実を実習調整者および教育科長に報告しなければならない。実習調整者は、その事実と状況を学生に確認し、必要な指導を行うように指示しなければならない。適切な指導がなされない場合は、自らが学生に対し面接を行い指導を行わなければならない。

3 実習調整者は、実習が開始される前に、実習担当責任者及び実習指導者にこの規程について説明をし、協力を得なければならない

4 教職員等は SNS、掲示版等にこの規程に反する記述を発見した場合にも、第7条2項に順じて報告をしなければならない

5 教職員から報告を受けた教育科長は副校長にその旨を報告しなければならない。副校長は、校長に報告しなければならない。

6 報告後、学生に事実を確認し、速やかに当該記述を削除させなければならない

7 倫理違反に対する学校としての社会的責任については、学校長と相談の上明らかにする

8 個人情報に関する倫理教育を経年的・系統的に計画し実施しなければならない

(学生の義務)

第8条 学生は、この規程を遵守しない他の学生の行為を発見した場合は、速やかに教員等に通報するものとする

2 学生は、この規程に反する行為を他学生に強要されても、それに応じてはならない

(学校の義務)

第9条 学校は、実習における個人情報の取り扱いなどについて、実習前に、倫理規程の遵守の必要性を学生が理解できるように計画し、実施しなければならない

(違反行為に対する措置)

第10条 この規程に違反する学生の行為が重大と判断した場合は、当該学生の懲戒処分を行うこととする

2 前項に規定する処分は、教務会議、学校運営会議の議を経て、学校長が決定するものである

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める

令和4年2月28日作成